

公益財団法人サントリー文化財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人サントリー文化財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会と文化に関する国際的、学際的な研究の発展をめざし、これらの分野における独創的な研究の助成及び有能な人材の育成等を行い、もって我が国及び世界の学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会と文化に関する国際的、学際的視点からの調査研究に対する助成
- (2) 社会と文化に関する国際的、学際的視点からの調査研究の実施及び成果等の公表
- (3) 社会と文化に関する独創的な研究発表者に対する「サントリー学芸賞」の授与
- (4) 地域の文化向上に寄与した個人、団体に対する「サントリー地域文化賞」の授与
- (5) 地域の文化向上に資する活動の推進
- (6) 日本の社会と文化の国際理解の推進
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において決議に加わることでできる理事の3分の2以上の決議を経た上で、評議員会において決議に加わることでできる評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第10条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還す

る短期借入金を除き、理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経た上で、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第9条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の

定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人) 又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は、認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会長は、評議員の決議によって評議員の中から選定する。

4 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 人及びその親族その他の特殊の関係にある者の合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（権限）

第 1 4 条 評議員は、評議員会を構成し、この定款に定める事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第 1 5 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 1 6 条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができるものとし、その額は、毎年総額 2 0 0 万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会長がこれにあたる。

3 前項にかかわらず、評議員会長がやむを得ない事由により出席できないときは、出席した評議員の中から互選されたものがこれにあたる。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 長期借入金
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前各項の規定にかかわらず、法人法第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

5 法人法第195条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、この理事長をもって法人法上の代表理事とする。

3 理事長を除く理事のうち1名を副理事長とすることができるものとし、この副理事長は法人法上の業務執行理事とする。

4 理事長、副理事長を除く理事のうち1名を専務理事とすることができるものとし、この専務理事は法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他法令特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にある者を含む）及び評議員（その親族その他特殊の関係にある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務・権限）

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定等に参加する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事は、毎事業年度ごとに4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第29条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規程による。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解任

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長がやむを得ない事由により招集できないとき又は理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長がやむを得ない事由により出席できないとき又は理事長が欠けたときは、副理事長又は専務理事が議長の職務を代行する。

(決議及び決議の省略)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることの

できる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長（理事長がやむを得ない事由により出席できないとき又は理事長が欠けたときは出席理事）及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 8 章 委員会等

(選考委員会)

第 36 条 この法人には、第 4 条に掲げる援助及び褒賞の対象となるものを選考するため、事業又は部門別にそれぞれ数名の有識者から成る選考委員会を置く。

- 2 組織の運営に関しては別に定めるところによる。

(顧問)

第 37 条 この法人に、任意の機関として顧問 25 名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること

- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

- 2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由又はその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第40条 この法人が、公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併等により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が解散により清算する場合において有する財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない理由により電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(細則)

第43条 この法人が保有する株式及び出資について、その株式及び出資の発行会社に対して株主等として権利の行使をする場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配賦書類の受領

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3. この法人の登記の日に就任する理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事	安西祐一郎	五百旗頭真	猪木武徳	今井 渉	田所昌幸
	鳥井信吾	三浦雅士	御厨 貴	山崎正和	鷺田清一
監事	石黒 訓	田中克郎			

4. この法人の最初の代表理事は鳥井信吾とする。

5. この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

阿川尚之	猪口 孝	大林剛郎	佐治信忠
寺澤一彦	山内昌之	養老孟司	

(2012. 6. 15 改訂)

(2015. 6. 15 改訂)

(2022. 6. 20 改訂)